

令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等
デイサービス支援等事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1条 名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第 187号）、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱」（令和 2年 3月13日付け障発0313第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（一部改正令和 2年 5月13日障発0513第 3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2条 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（以下「特別支援学校等」という。）が臨時休業したことに伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用の増加等により費用負担が生じた支給決定を受けている保護者（以下「支給決定保護者」という。）への財政支援を行うため、第 4条に定める経費に対して補助を行い、経済的負担の軽減を図るもの。

(補助の対象者)

第 3条 補助の対象者は、本市の児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定保護者が利用する児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者とする。

(補助の対象経費)

第 4条 補助の対象は、支給決定保護者に係る以下に掲げるかかりまし経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について交付する。ただし、令和2年4月1日から令和3年2月までにサービス提供されたものに限る。

- (1) 本来は児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「サービス提供事業所」という。）に児童を通所させてサービスを行うところ、特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業所が電

話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと市長が認めたものについて、サービス提供事業所が支給決定保護者に対して請求すべき利用料が生じる場合であって、当該利用料の全額

(2) 臨時休業開始前から障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和2年3月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと市長が認めたもの及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したと市長が認めたものについて、利用の増に伴い増加した報酬の差額（以下「サービス増加分報酬差額」という。）について市長が認めたものについて、サービス提供事業所が支給決定保護者に対して請求すべき利用料が生じる場合であって、請求総額のうちサービス増加分報酬差額に係る額。

(3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額（以下「休業日切替分報酬差額」という。）について市長が認めたものについて、サービス提供事業所が支給決定保護者に対して請求すべき利用料が生じる場合であって、請求総額のうち休業日切替分報酬差額に係る額。

(4) 臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「報酬告示」という。）別表第3の10に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という。）の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと市長が認めたものについて、サービス提供事業所が支給決定保護者に対して請求すべき利用料が生じる場合であって、請求総額のうち延長支援加算に係る額。

2 上限管理事務が発生しない支給決定保護者にあっては利用の事業所における利用者負担のかかりまし経費を補助の対象経費とし、上限管理事務が発生する支給決定保護者にあっては、上限額管理事業所における利用者負担のかかりまし経費から優先的に補助の対象経費を算出するものとする。上限額管理事業所において、かかりまし経費を控除した結果、支給決定保護者の利用者負担上限月額を下回った場合は、上限額管理事業所において当該月の利用者負担額の多い事業所から順にかかりまし経費を算出するよう依頼

するものとする。

- 3 通常のサービス利用に係る当該月の利用者負担額が、支給決定保護者の利用者負担上限月額に達している場合は、上記の第1項（1）～（4）の対象とはならないものとする。

（補助金の額）

第5条 この補助金の交付額は、次表のとおりとする。なお、算出された交付額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

基準額	対象経費	補助率
市長が必要と認めた額	第4条(1)(2)(3)(4)のかかりまし経費	10/10

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金交付申請書（様式1）及び同様式に定める添付資料を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出期日は、令和3年1月31日とする。

- 3 当初の交付申請後において、かかりまし経費に増減が生じた場合は、令和3年3月1日までに令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金変更交付申請書（様式1_2）及び同様式に定める添付資料を添え、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認められたものについて、補助金の交付を決定し、令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金交付決定通知書（様式2）（第6条第3項の変更交付申請にあつては様式2_2）により申請のあった者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。また、審査のうえ適当と認められなかったものについては、補助金の不承認を決定し、令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金交付不承認決定通知書（様式3）によ

り申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から15日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項に定める取下げは、その理由を記載した書面により行われなければならない。

3 第 1 項の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の請求)

第 9 条 この補助金の交付決定を受けた申請者は、令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金請求書（様式 5）及び同様式に定める添付資料を添え、令和 3 年 3 月 1 日（変更交付決定を受けた申請者にあつては、令和3年3月26日）までに、市長に提出しなければならない。

(実績報告及び清算)

第10条 この補助金の実績報告は、令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金事業実績報告書（様式 6）及び同様式に定める添付資料を添え、市長に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書は、令和 3 年 4 月 9 日までに市長に提出しなければならない。

3 申請者は、実績報告に基づき補助金の額が確定された場合において、既にその額（以下「実績額」という。）を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について市長が定める期限までに市に返還しなければならない。また、実績額が補助金の交付額を上回る場合であっても、追加の交付は行わないものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付にあたっては、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。

(検査及び指導監査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、この補助金の交付に関し、申請者に対して検査及び指導監査を行うことができる。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、交付決定の全部若しくは一部の取消し又は返還を求めることができる。その場合は、令和2年度名古屋市特別支援学校等の臨時休業に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービス支援等事業費補助金交付決定通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金の使途が、この要綱の目的に反するとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 前条に定める検査を正当な理由なく拒否し、又は、指導監督に従わなかったとき。
- (4) 交付決定の条件に反するとき。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年12月28日から施行し、令和 2年 4月 1日サービス提供分から適用する。
- 2 この要綱は、令和 2年度の予算に係る補助金について適用する。